

# 鉱業停止要求と原発拒否

——足尾銅山の鉱業停止運動の現代的意義としての反原発運動

菅井 益郎

---

- 1 反原発運動と公害史研究
- 2 柏崎刈羽原発計画反対運動
- 3 足尾銅山と鉱毒被害地
- 4 足尾 銅山鉱毒事件と水俣病
- 5 対政府鉱業停止運動
- 6 東日本大震災と福島原発事故
- 7 足尾銅山鉱毒事件から福島原発事故を照射する

## 1 反原発運動と公害史研究

私の専門は、鉱山の鉱毒問題や煙害問題といった公害史の研究です。もう1つは研究ではありませんが、原発反対運動で、1969年からやっているの、おそらく一番古くからの反原発活動家の部類に入るだろうと思います。2足のわらじを履いてやってきましたので、今日は研究と活動の両者が絡み合った話をしてみたいと思います。

私の問題関心として、まず反原発運動がありました。故郷・新潟の原発建設計画の反対運動に関わってからのことです。学生時代は早稲田の政経で一応「日本経済史」専攻のゼミにいたので、卒論は戦後の労働運動史をテーマに書いたのですが、正直に言えば形の上で書いたという感じですね。学生運動に挫折したことが要因でこうしたテーマにしたのです。早稲田では授業料値上げ反対闘争、大学祭実行委、自治会（学友会）、日韓闘争、ベトナム反戦運動などいろいろなことがありましたので、まともに就職する気にもなれず、大学を出た後は友人のおやじさんが経営している小さな民間会社に1年近くいました。その前は土方の飯場暮らしなどを1年ぐらやっていまして、飯場での経験はその後の運動にとってもいろいろとプラスになりました。でも結局このままではまずいなと思って、一橋の大学院に行くことにしました。テーマはもう労働運動史でも社会運動史でもないなと思ひまして、誰もやっていないことをやらないといけないと思い原発反対運動に参加していたことから、公害の歴史をテーマにしました。それで足尾銅山鉱毒事件を研究することにした

---

本稿は、2020年2月26日（水）、法政大学多摩キャンパス総合棟4階第三会議室A・Bにて開催された大原社会問題研究所2019年度研究員総会における公開講演会の記録である（『大原社会問題研究所雑誌』編集委員会）。

のです。

足尾銅山鉍毒事件については、田中正造を中心にして膨大な文献と資料が残っていました。それ以降も数多く発表されているわけですが、「田中正造論」というのは私のやるべきテーマではない。私の専門は経済史なので、社会経済史的に足尾銅山鉍毒事件の研究をしなくてはと思ったわけです。そして、それはもしかすると反原発運動に少しは役立つかもしれないということも考えて、研究と活動の両方やるということで研究を始めました。

当時はまだ公害史という範疇が学問的に成立していない時代でしたので、大学院の研究室でも「そんなテーマで論文を書いたって就職はないよ」と言われました。「結構です。私はあなたの指導を受けるつもりはありません」というようなやりとりもありました。たまたま当時、一橋大学には都留重人さんがいらして、経済学者で非常に早くから公害問題を政治経済学的に分析されていた方でしたので、先生のところに原発問題について論ずるために出かけて行きました。都留さんはわりとすんなりと受け入れてくれました。またちょうど私が大学院に入った年に安丸良夫さんという日本思想史の方が見えられて、行き場のない者がぞろぞろと集まっていました。私も本籍は日本経済史の部門にいたのですが、安丸先生のところに入出入りして、ある意味ではどこにも属さないで研究をしていました。

私が最初に反原発運動に出会ったのは、ちょうど大学を出て小さな民間会社にいるときでした。1969年9月19日の『朝日新聞』に「新潟の柏崎に世界最大の原発を建設する」という記事が載りました。これは何とかしなくてはと思いました。だいたい1968年から69年にかけては、正直みんな学生運動でくたばっていましたので、何か新しいことをしたいと思っていました。革命党派の主導権を誰が取るんだという激しい議論している人たちもいましたが、私はそこからは脱落しまして、新潟の柏崎という自分の故郷の運動に関わることにしたのです。

一方で、大学院の研究では、足尾銅山鉍毒事件を社会経済史的に分析するという課題を立てました。研究を進めると、鉍毒被害民の闘いに学ぶべきことがいっぱいあることがわかりました。「反原発運動は足尾銅山鉍毒事件の鉍毒被害民の闘いに学ぶべし」と考えたのです。

特に重要なのは、足尾銅山というのは日本の殖産興業政策の中でも非常に重要な位置を占めているいわばトップ鉍山だったのですが、農民たちはその「鉍業停止」を政府に要求したのです。「対政府鉍業停止運動」というものでした。あの頃、公害反対運動はいろいろありましたが、企業の操業の停止を直接目的にした運動はなかったと思います。政府に対して鉍業停止を申し入れる。激しい抗議行動を展開する。これは私たちがやっている反原発運動と似ている、何か得ることがあるのではないかと思ったわけです。

というのは、当時の反原発運動が置かれていた状況と関係しています。私たちの「原発絶対拒否」という運動は少数派でした。住民はみんな口では「はいはい、そうだね」と言いますが、翌日になればガラッと変わることもありました。「あいつは社会党から金をもらってやっているんだ」ということが週刊誌にも載る時代でした。原発に批判的な人の中でも、問題は原発の「安全性」にあって、それが解決すれば原発はやはり必要だという人たちもたくさんいました。私たちの運動は「原発絶対拒否」という運動でした。そういった状況に置かれていたことから、鉍山の操業停止を求めた足尾銅山鉍毒事件の鉍毒被害民の闘いに学ぶことが多いと考えたのです。日清・日露

戦争間は軍備拡張予算を基調とした「日清戦後経営」期で、薩長藩閥政府との正面衝突は避けられませんでした。そういった重要な時期に鉱毒被害民たちは「対政府鉱業停止運動」をしたのです。「加害源を止める運動は本質的な運動である」というのを、私は1970年頃にしっかりと確認しておりました。

## 2 柏崎刈羽原発計画反対運動

足尾銅山鉱毒事件の鉱毒被害民は、明治政府の国策、鉱業保護政策に抗する運動をしたのですが、原発建設も国策のもとで強行されたわけです。新潟の柏崎に世界最大の原発を建設するといっても、運転実績のない原発を図面で購入したわけで、まだどこにも動いていない代物でした。しかも出力100万kWの、全体では800万kWという巨大原発でした。原発は原爆と同様に核分裂エネルギーを利用するものですから、放射能は必ず出る。事故を起こせば原爆被害と同様の事態になりますし、たとえ事故を起こさなくとも膨大な放射性物質が発生するわけです。しかも出てきた放射能は化学的に処分できないことがわかっているわけですね。プルトニウム239については半減するまで2万4400年もかかるわけで、どうやって管理するのか。その40年後福島第一原発の事故が発生しました。高レベル放射性廃棄物を貯蔵するフィンランドのオンカロを視察した小泉純一郎元首相は「高レベル放射性廃棄物は処分できない、どうするんだ、日本は」と目覚めた。でも安倍政権は、東日本大震災を経てもまだ目覚めておらず、国策のもとで原発を推進しています。

何が問題かという点、「国策でやる、しかしながら民営でやらせる」という形です。どちらに責任があるのだと。国は「民間の事業でやっている」と最後まで責任を認めず言い合います。足尾銅山の経営をする古河もそうでした。でも国策で推進しているわけです。古河も東京電力も、国に言われて国の推進政策のもとで、国の管理のもとでやっているのだから、「私たちには責任がない」と言います。国策の事業を民営でやらせるというのは、責任のごまかしです。

だから「被害の根源を断つ」ことが重要になるわけです。技術的に何か対応するのではなくて、根絶する。鉱毒被害民を支援した知識人たちも、当時、技術的対策や製錬所の移転論を展開した者もいました。でも被害住民たちは、技術的に対応するのではなく「被害の根源を断つ」ことを望みました。現在の群馬県太田市の毛里田地区（旧山田郡毛里田村）では、1958年7月渡良瀬川鉱毒根絶毛里田期成同盟会（現在は太田期成同盟会）が結成されます。名称をみてください。「鉱毒根絶」です。最終的には「根絶」を目的としたのです。「原子力の平和利用」に前のめりになった科学者たちは、技術的解決があると言って政府に歩み寄りしました。それに対して、私たちの「原発絶対拒否」の運動は、原発を徹底的に批判して抵抗する「絶対拒否」の思想です。技術的対策は不可能だからです。

原発の大事故はだいたい10年ごとに起こっています。1979年3月の米スリーマイル島原発事故、1986年4月のソ連チェルノブイリ原発事故、2011年3月の東京電力福島第一原発事故です。日本では2011年に至る以前も1974年9月に発生した原子力船「むつ」の放射線漏洩事故は非常に大きな問題でした。日本では原子力推進行政と規制行政部局が同じ省庁の中にあって両方とも同じ原子力委員会の下でやっていました。アメリカは原子力委員会はすでにこのとき原子力規制委員会とエ

エネルギー開発局（現エネルギー省）に分けられていました。原子力船「むつ」の事件以降、1978年になって、日本も推進と規制を分離しなければ安全は図れないとの機運が高まり、原子力委員会から分離して原子力安全委員会（現在の原子力規制委員会）ができることになりました。

1989年1月に起こった福島第二の3号機の再循環ポンプ事故は重大事故で、もう少しで大きな被害が出るころでした。1995年12月に発生したFBR（高速増殖原型炉）「もんじゅ」のナトリウム火災事故も大きく、結局「もんじゅ」は廃止することが決まりました。また、1999年9月に起こった東海村JCO臨界被曝事故では、2人が被曝死しました。2004年8月の関西電力美浜3号機パイプ破裂事故では5人が亡くなっています。実はこういう事故はいっぱいあるわけで、小さな事故の積み重ねの中に大事故が起きるとというのが事故の鉄則です。

新潟の柏崎の海が埋め立てられて原発が建設されたのですが、私は子どもの頃その海でさんざん泳いでいました。お袋が刈羽村の出身で、遠浅でいい海岸なのです。砂丘もあって子どもたちが遊んでいました。ここが埋め立てられて原発ができることになったのが1969年で、こんなに地盤が悪いところになぜ原発を持ってくるのか、何とかしなくては、と思ったわけです。直感的に私たちは危ないとわかったのですが、彼らは近代的な土木技術をもって克服できると言っていたわけです。

写真1は、1977年の頃につくった団結小屋と風力発電です。「きれいな海を守ろう」「里道と共有地を守ろう」というような看板を立てて運動を行っていました。写真2はそういった看板の1つです。「この道路は里道ですので何人も破壊したりして通行をさまたげてはなりません」。里道闘争です。また入会地闘争も行いました。写真3の看板にはこう書いています。「この土地は旧荒浜村



写真1 (左) 団結小屋, (右) 風力発電 (1977年12月11日)

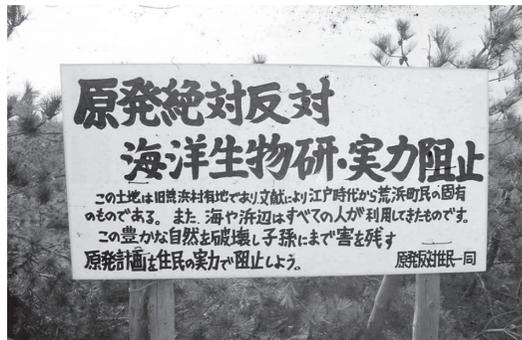
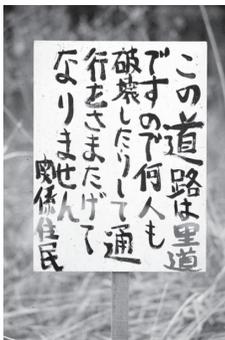


写真2 「里道闘争」の看板 (1977年4月26日), 写真3 「入会地闘争」の看板 (1977年4月26日)

有地であり、文献により江戸時代から荒浜町民の固有のものである。また、海や浜辺はすべての人が利用してきたものです」。明治の地租改正のときに海岸の部分は普通は国有地に組み込まれたのですが、非常に強い管理が行われていたところは村で管理することが許され、荒浜村が管理することになった。荒浜村の公有地、所有地になっていたというものです。ここの共有の入会権は、荒浜村の村民にある。荒浜村は、反原発派が1972年7月の住民投票で勝ったので、里道入会権闘争をやりました。私が東大社研の助手になったのは

1976年ですけれども、東大の社研には入会権問題を専門とするそうそうたる社会法のメンバーがいたので、ずいぶんお世話になりました。渡辺洋三さんには裁判にも出てもらいました。

写真4は、柏崎刈羽原発1号炉の真下にトンネルを掘ったときに「われわれにも見せろ」と言って私も入って撮った写真です。指をさしているのは私か、一緒に入った地質学者の生越忠さんだと思います。10cmぐらいのはっきりとした断層があります。でも相手方は「こんなものはたいしたことはない」と言って原発建設をやったわけです。ところが2007年の7月16日、日本海側に起こらないと思っていた大地震が発生します。新潟県中越沖地震です。マグニチュードは6.8で、その派生の断層帯がこの柏崎刈羽原発の敷地の中に入っていました。「たいしたことはない」という断層ではないのです。

### 3 足尾銅山と鉍毒被害地

反原発運動と公害史研究という2つのテーマを追ってきたわけですが、反原発運動の中から鉍毒史研究の問題と方法を見だし、逆に研究から実際の運動を見直すという意味で、反原発運動と鉍毒事件研究は2足のわらじ、車の両輪でした。実践と研究の分離を可能にしたのは、扱う時代と対象が異なっていたからだと思います。学内では教育と研究、学外では反原発ということで、しばらくずっと分けてやってきました。

最初に足尾銅山鉍毒事件で読んだのが、写真5の荒畑寒村著『谷中村滅亡史』で、左側は明治文献の復刻版（1963年）、右側は1970

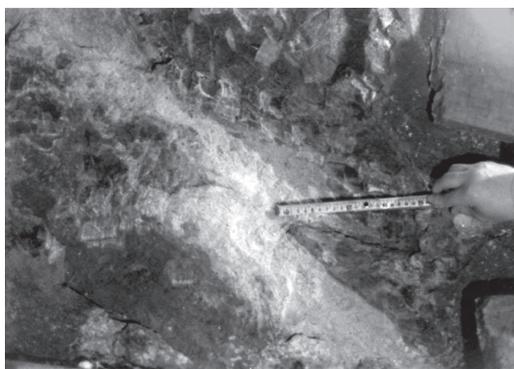


写真4 柏崎刈羽原発1号炉下直下の断層調査  
(1977年4月25日)

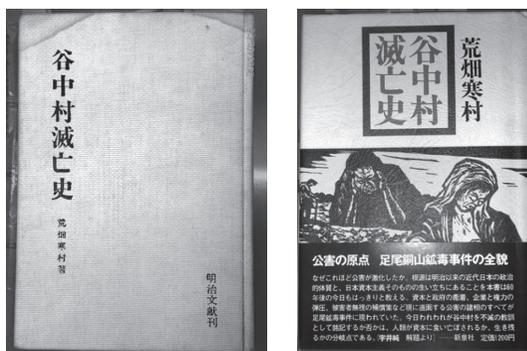


写真5 荒畑寒村『谷中村滅亡史』  
(左) 平民書房（明治40年8月25日発行）の復刻版（明治文献、1963年）  
(右) 改版（新泉社、1970年）解題 宇井純

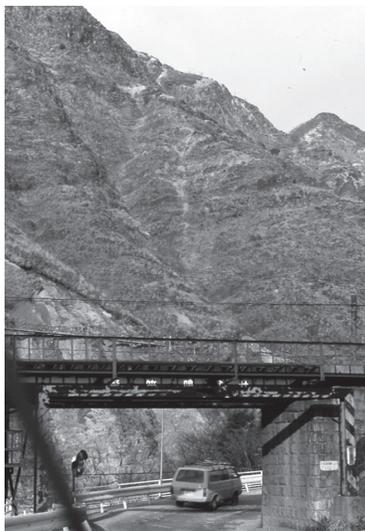


写真6 足尾銅山(1971年4月頃), 国鉄足尾線のガード。この先に煙害緑地が広がっていた。今日は大部緑化され、この付近ではハゲ山は見えない。

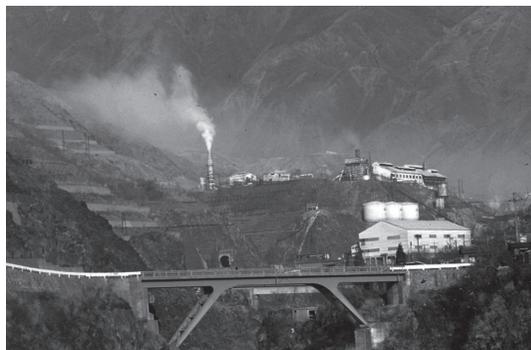


写真7 操業中の足尾製錬所(1980年頃)

年に出た新泉社版です。この本は平民書房から明治40年8月に発刊されるのですが、その日のうちに発行停止になります。1970年に出た新泉社版は宇井純が解題を書いています。いまは岩波文庫版があり、全部現代仮名遣いに直されているので、読みやすい。

大学院に入った1970年はほとんど柏崎の反原発闘争で忙しくしていたため、足尾銅山については1971年から研究を開始して被害の現地に入りました。写真6は当時のものです。ガードの向こうに別世界がありました。ものすごいハゲ山です。これは日本ではないと私は思いました。足尾町中心部の「通洞」という駅を降りますとポスターが張ってある。「日本のグランドキャニオンによろこそ」。日本のグランドキャニオンにしたのは誰なのだ、ハゲ山にしたのはいったい誰なのか。足尾の人たちにはそういう意識がなかった。ここが問題だと私は思います。

1980年に國學院大學に仕事を得てから、私は毎年ゼミ生を連れて3泊4日で足尾銅山の鉍毒被害地にいきました。ほとんど毎年やりましたので総数で400～500人の学生を足尾に連れて行った

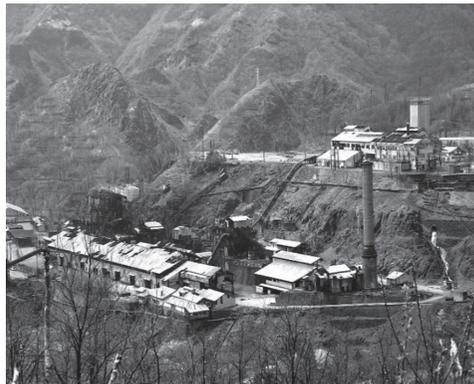
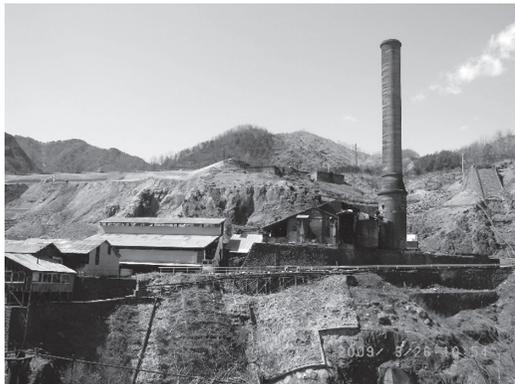


写真8 (左) 上部硫酸工場解体後(2009年3月26日), (右) 足尾製錬所(2008年4月27日)

と思います。写真7は1980年頃、操業中の足尾製錬所の写真です。白い煙を出しているのは硫酸工場で、これはもっぱら水蒸気ですけれども、亜硫酸ガスが転炉工場から出てきますから、亜硫酸ガスの臭いがしてきます。写真の右下のほうにタンクが3つあります。これは硫酸タンクで、その上が硫酸工場、下が製錬工場になっています。

写真8の左側は、2009年3月、上部硫酸工場が解体した直後の写真です。右側は、2008年4月の足尾精練所で、このあとすぐ解体されています。これはずいぶん山の上のほうで、地元でやっている植林運動の過程で一番上のほうに上がったところから望遠で撮った写真です。毎年数回は足尾に行っていますが、行くたびに鉱山付近の様相は変わっています。

写真9は、箕子橋という堆積場の写真です。全部で14ある堆積場のうち一番大きなもので、現在も使用中のものです。堆積場とは、銅の選鉱や製錬の過程で発生する鉱滓を沈殿させる施設で、鉱毒が貯まっていますので、これが崩れたら真下にある通洞という町はなくなってしまうのです。町の人たちの中で心配する人がたくさんいまして、交渉していますけれども、古河鉱業側は「絶対に大丈夫」と言い張っています。この前11月（2019年）に行ったときも、盛んに所長が「大丈夫」というものだから、私は「それはあり得ないよ」と言いました。堆積場を上の方から見ると茶色い水になっています。いまでも足尾銅山の坑内からどんどん水が出てきますから、その水に中和する石灰を投入すると、水に溶けている鉄などの金属分が沈むのです。鉄分は酸化第二鉄となって真っ茶色になり、その中には他の鉱毒分も入っています。水分を含んだ堆積場は液状化する可能性があり、またこの真下には断層がありますので、私たちはこの堆積場は早く干し上げて固めてしま



写真9 危険な箕子橋堆積場（現在使用中）。1960年に完成した。高さおよそ110m、約700万㎡の鉱滓が堆積している。



写真10 (左) 渡良瀬遊水地、(右) 延命院の墓地 (旧谷中村)

えと言っているのですが、古河鉱業は「まだ200年もちます」と言っています。もし、草木ダムの崩壊が起これば、被害は利根川下流にも及ぶと考えられます。

さて100 km下流に飛んで、写真10左側は渡良瀬遊水地です。いまこういう名前になっていますけれども、元は谷中村があったところです。ここに右側の延命院の墓地があります。下流の農民の子孫たちが、自分たちの墓を守ると言ってブルドーザーの前に座り込んで残ったところです。1972年ぐらいのことです。谷中村の遺跡を守る会の人たちがいまもここの管理、整備をやっています。

「公害の原点」は足尾銅山と言われています。足尾銅山の状態、それから渡良瀬川の最下流部の遊水地、この渡良瀬遊水地から10 km弱ほど行くと利根川に合流します。100 kmの間の上部と下部の状態は鉱毒事件の歴史の生き証人であることがわかります。途中にはたくさんの遺跡や鉱毒事件関係の資料館、博物館があります。足尾銅山の鉱毒被害は、近代日本で最初に社会問題化した公害事件です。水俣病やチソが「公害の原点」だと言われることもあります。歴史的な側面から言えば足尾銅山の鉱毒被害地が「原点」です。1996年にカナダのモントリオールで国際歴史学大会がありまして、そこで初めて環境の歴史がテーマになって社会経済史学会から誰か行ってくれないかというので、宇井純さんと行くことになりました。「宇井さん、あなた水俣病をやってください。私は鉱毒事件やりますから」と、私は戦前の鉱毒事件、宇井さんが戦後の水俣病ということで、2人で分担して報告しました。

鉱山の公害というのは、亜硫酸ガスやヒ素といった煙害と重金属による鉱毒被害です。鉱業というのは、近代の殖産興業政策の中で非常に重視されました。生糸の製糸業や綿糸紡績業とともに、鉱山業は非常に重要な外貨獲得産業でした。鉱山の鉱毒問題、特に足尾銅山の場合には鉱毒と洪水の合成被害でした。つまり足尾山地は煙害によるハゲ山ですから、大雨になれば洪水になり、洪水とともに鉱毒が大量に流出します。鉱毒により魚類は死滅し、農作物や稲は枯れ、また土砂が沈殿して河床が高くなれば当然水害が大きくなる。後で触れますが、それゆえ政府は洪水対策をやれば鉱毒被害がなくなると考えて、鉱毒被害のことは触れずに洪水対策だけをやるという方針をとったのです。すなわち、鉱毒問題を治水問題に転換したのです。

#### 4 足尾銅山鉱毒事件と水俣病

さて、ここで足尾銅山鉱毒事件と水俣病との関係を少しお話しします。鉱毒被害が顕著になったのは、1890（明治23）年の大水害で非常に大きな被害が出ます。そのあと渡良瀬川の中・下流部では、鉱業を停止してほしい、操業を停止してほしい、という要求が栃木県吾妻村などから出てまいりました。そうした事態を田中正造は見ながら、鉱毒汚染地の調査に入るわけです。鉱毒被害そのものはその数年ぐらい前から出てきたと考えられます。足尾銅山の操業過程を見ていきますと、古河財閥の創業者・古河市兵衛が手に入れたのは1877（明治10）年ですが、数年間ほとんど銅は出ていません。もともと江戸時代末期には足尾銅山は穴だらけで何も銅は出ない。坑道の下部のほうは水で埋まっているわけです。こんなところを買って古河市兵衛は何をするんだと言われたと伝えられていますが、そこは山師ですよ。山師はそういうものを見抜く力がある。「いや、ここは必ず銅が出る」ということで、当時いまの新潟水俣病の発生地がある鹿瀬の少し上流に草倉銅山が

ありまして、その草倉銅山というのを最初に古河市兵衛が開発して成功したのですが、そこであがった利益を全て足尾銅山に注ぎ込んで開発したといえます。

1884（明治17）年頃になると殖産興業政策で推進した国営の鉱山や工場の払い下げが始まります。古河市兵衛は秋田県の院内と阿仁という2つの優良鉱山を非常に安く手に入れるわけです。古河市兵衛は阿仁や院内の再開発をするのではなく、そこに投資されたヨーロッパ製やアメリカ製の鉱山機械や鉱山技師をみな足尾に移すのです。1884（明治17）年以降、足尾銅山では大增産をやり、明治18年（1885）年には住友の別子銅山を追い抜いて日本1になります。その結果鉱毒被害が広がった。下流のほうで鮎が死ぬ。足尾銅山から桐生のあたりまでの約40kmは溪谷で、いまは「わたらせ溪谷鉄道」（旧国鉄足尾線）が走る地域ですが、ここでは渡良瀬川の水を灌漑用水には使っておりません。その下流の大間々、桐生、太田、の辺から灌漑用水を取水しており、その灌漑用水を通して鉱毒被害が平野部に広がったのです。

田中正造は1891（明治24）年12月の第2回の帝国議会で初めて鉱毒問題について質問する。それに対して当時の農商務大臣は陸奥宗光で、古河鉱業としては海外から粉鉱採集器というものを輸入してその試験を行っている、その試験が終わるまではとにかく苦情を申し立てないようにさせなくてはならないと考えて、1892年から栃木県当局と古河は農民たちとの間に3年契約の締結をすすめました（「一次示談」）。1894（明治27）年、日清戦争が始まる頃になると、新たに「永久示談」契約をすすめました。「永久示談」の第貳条は次のような内容でした。

「古河市兵衛ニ於テ前条ノ示談金ヲ無滞支払フニ於テハ関係地人民ハ政府又ハ帝国議會又ハ裁判所等ニ対シ何等ノ請願ヲ為サザルハ勿論、永久鉱毒問題ニ対シ苦情等一切申出ザルコト」

つまり「もう請願するな」「苦情を申し出るな」ということを約束させて、わずかな示談金を払う。第二次の示談では一次の時よりもっと金額が下がります。田中正造にも一次示談金が出ています。あっせん料のようなものですね。しかし二次の示談金のあたりから、田中正造は「これはまずい」と判断する。

この足尾銅山鉱毒事件の「永久示談」の第貳条と同じようなものが、水俣病の「見舞金契約」に見られます。1959年（昭和34）年12月30日に、熊本県が無理やり被害民たちを反対運動の住民団体が来ないところに押し込めて結ばせた契約です。その「見舞金契約」の第五条は次のような条文となっています。

「乙は将来、水俣病が甲の工場排水に起因することが決定した場合においても新たな補償金の要求は一切行なわないものとする」

この見舞金契約で被害民は、年越しのお金は手に入れたけれども、ものが言えなくなってしまったのです。後に裁判が始まって、1973年3月20日の熊本地裁の判決ではこの見舞金契約は「公序良俗に反する」として無効とされました。チッソはこの契約を盾にもう補償金を払わないと言い張っていたわけです。最終的には2004年10月の最高裁判決でも「公序良俗に反する」とされまし

た。足尾銅山鉍毒事件で行われたことが水俣チツソでも行われた。それどころか、東京電力も、原発事故の補償契約の中でも似たようなことを行いました。

## 5 対政府鉍業停止運動

「対政府鉍業停止運動」というのは私が名付けたものですが、普通は「鉍業停止運動」といい、もっぱら政府に対して鉍業停止を突きつけた。それが、鉍毒反対運動の特徴だと私は思っています。田中正造は、なぜ政府を相手にして、古河鉍業を相手にしなかったのか。ほかの地域のいろいろな反対運動は、たとえば私も四大銅山などいくつかの鉍山や炭鉍の反対運動を見てきましたけれど、どこでも被害民は直接経営者と交渉したのです。しかし足尾銅山の被害農民だけは経営者古河側とは直接交渉はしない。なぜなのか。それは示談契約に懲りたことが1つあります。そのほか、被害地域が非常に広いこと、被害に濃淡があること、いろいろな地域の人たちをまとめ上げていく必要があること、などが考えられます。そのためには、政府に働きかけて、鉍業条例に基づいて鉍業停止を命令させる必要がある。そのあとで、損害賠償や原状復帰するための政策をとらせる。つまり「まずは発生源を止める、鉍業を停止させる」これで一致できる。このような判断があったものと私は思っております。

ただ、田中正造自身は、陳情団が押しかけて政府に圧力をかけるということに、最初はあまり賛成ではなかった。押出しは1897（明治30）年3月に2回行われ、翌年1898年9月に3回目を行った。でも結局は政府からは鉍業停止命令は出てこない。それで1900年2月に第4回目の押出しをやるわけです。大挙上京請願運動を、被害民たちは「押出し」と呼んでいました。鉍業条例の第19条は「試掘若くは採鉍の事業公益に害ある時は試掘に付ては所轄鉍山監督署、採掘に於ては農商務大臣與へたる認可若くは許可を取消すことを得」というものです。この第19条によって、田中正造たちは、足尾銅山の操業をやめさせようとしていました。ところが政府の大部分は鉍山派、推進派です。鉍業条例の第59条は「鉍業上に危険の虞あり又は公益を害すと認むる時は所轄鉍山監督署長は鉍業人に其予防を命じ又は鉍業を停止すへし」とあり、政府はこの第59条に基づいて、「鉍業停止」ではなく「予防工事命令」で操業を継続させました。

田中正造と被害民の思惑は外れた。それどころか政府は地租条例20条による「荒地免租」を適用しました。当時、人々はみな税金を納めることによって選挙権を得ていました。しかし荒地免租となると、農民たちは衆議院議員選挙権（直接国税15円以上の納税者）と公民権（町村税2年以上、男子）を喪失することになり、それは町村自治の破壊を招きました。

そして、最後に満を持して行われたのが、1900（明治33）年2月13日の第4回の押出しでした。これに対して当時の山県有朋内閣は官憲をたくさん配置して、徹底的な弾圧を加えます。川俣事件です。逮捕者100余名、68名が予審に付され、51名が兇徒聚衆罪等で起訴されました。この川俣事件から今年でちょうど120年で、私がいま代表をつとめている渡良瀬川研究会では120年を記念して4月に押出しの経路を歩くフィールドワークをやることにしています。20年前に行ったときは当時と同じ2月13日に仮装して歩いたのですが、20年経ちますとみな年を取りましたので、今年はやさしくなってから4月にバスを用意してやります。

当時の運動を振り返りますと、川俣事件によって地域の有力活動家やリーダーがほとんど逮捕されたために、運動は急速に弱体化してしまいました。こうした状態の中で田中正造は首都世論の喚起活動を行い、支援運動は徐々に盛り上がってきます。当時の毎日新聞では島田三郎社長の下で頻繁に鉱毒被害を報道し、各層の市民、ジャーナリスト、代言人、自由民権運動家、反藩閥の代議士などが足尾鉱毒問題を知るところとなります。一方政府の側は、鉱毒問題が明治30年のとき以上に社会問題化したのでこれに対処しなければならなくなります。そこで鉱毒問題には触れずに、治水問題として処理する方針を具体化していきます。利根川、渡良瀬川両川の改修工事計画です。その一環として利根川と渡良瀬川の合流地域に大貯水池を建設するという計画でした。現在の渡良瀬遊水地は莫大な財政資金と長い年月をかけて建設されました。政府は困窮する鉱毒被害農民の土地を買収して、那須野や遠くは北海道のサロマバツ原野に移住させたのです。買収して追い出していく。まさに「棄民化政策」です。このあたりは、荒畑寒村の『谷中村滅亡史』や城山三郎の『辛酸——田中正造と足尾鉱毒事件』を読むとよくわかります。



写真11 栃木県安蘇郡植野村の毒土除去。東海林吉郎／布川了編・解説『復刻 足尾鉱毒亡国の惨状——被害農民と知識人の証言』（伝統と現代社、1977年）より

谷中村の強制破壊が、1907（明治40）年の6月から7月にかけて行われるということで、荒畑寒村は『谷中村滅亡史』の中でこう言っています。「陸奥が種まきや原が刈取る」。原敬はかつて陸奥宗光の秘書官をしていた。しかも西園寺内閣の内務大臣でこの土地収用法にサインをした張本人です。そしてその直前までは古河鉱業の副社長までしていたわけで、皆さんが抱いている原敬のイメージとここではずいぶん違います。因みに陸奥宗光は古河市兵衛とは刎頸の友で、次男を市兵衛の養子嗣にしています。陸奥は市兵衛の没後その後見人として古河の副社長になったのです。

農民たちは結局、鉱毒予防工事は役に立たず、鉱毒に汚染された表土をはぎ取るという作業を独自に行ないます。「毒土除去」です。写真11は、表土をはぎ取っては小山をつくっているところです。この小山を毒塚といいます。つい最近までまだ毒塚が残っていました。いまは土捨て場となっています。

私はこういった昔の写真をいっぱい見ていましたので、東日本大震災の原発事故直後に福島に行ったときも、このようになると思いました。最初に福島に行ったのは事故が起きて2週間後、2011年3月29日で、飯館村はこのようになるぞ、表土をはぎ取っては毒塚をつくる、放射能の毒塚をつくることになるかもしれないと思ったのですけれども、それは浅はかでした。福島は農地だけではなく、森も川も沼も放射能によって全面汚染したのですから、毒塚なんかつくっても除去できないと後でわかりました。

鉱毒問題は、戦後また再燃します。1946年に東毛地方鉱毒根絶規制同盟会が結成されました。1958年源五郎沢という小規模な鉱滓堆積場が決壊して田植え直前の田に鉱毒が流入したため、毛

里田村では渡良瀬川鉍毒根絶毛里田期成同盟会が発足し、強力な反対運動を展開していきます。1960年代になりますとイタイイタイ病が大きな問題となり、裁判によって神岡鉍山から神通川に流出するカドミウム汚染が原因だと認められました。その頃、全国各地の鉍山の下流でもカドミウム汚染が見つかりました。金属鉍山というのは亜鉛、鉛、アンチモンなどいろいろな鉍物を産出するわけですが、有用な金属は回収しますが、当時は有用でなかったカドミウムは捨てていました。その後、カドミウムはニッケルカドミウム電池など充電電池に使われるようになって、有用鉍物とされるようになりましたが、現在はカドミウムは一部を除くと毒物だとみなされています。

カドミウム汚染が全国鉍山の下流の田んぼに広がっていることがわかったため、渡良瀬川流域の鉍毒被害地を調べてみますと、灌漑用水の取り入れ口に近い毛里田地区の産米からもカドミウムが検出されました。毛里田同盟会は1971年に公害等調整委員会に申し立てを行いまして、3年後の1974年5月に古河鉍業と調停が成立しました。毛里田の農民たちが要求したのは、最初は120億円でしたが調停に至らず、次いで40億円で交渉、これも実現せず結局は15億5000万円を20年間分の農作物補償として古河が支払うことで妥協しました。1000戸の農家ですから1戸当たりの補償金としては少ないといえますが、補償金以外にも他に2つの約束をしています。1つは山元の鉍毒対策をやるということ、もう1つは汚染をされた農地の原状回復、土地改良をやるということです。汚染された農地の回復は農民にとってはたいへん重要なことでした。1980年代初頭から90年代にかけて、約20年かけて公特事業（公害防除特別土地改良事業）が行われました。

## 6 東日本大震災と福島原発事故

反原発運動の話に戻りますが、東日本大震災「3.11」から9年経ちました。3基の原発が同時に炉心溶融、爆発したわけです。1、3号機は爆発、2号機は格納容器破壊でした。「掛け流し、たれ流し」冷却がいまも続いています。つい最近の状況でも汚染水のタンクに120万トン溜まっています。そのタンクに溜まっているトリチウム（<sup>3</sup>H）汚染水を薄めて海に流す政府の方針に、漁民たちはもちろん大反対です。「トリチウムは放射線が弱く安全だ」「たいしたことはない」と言いますが、そんなことはありません。トリチウムは水の一部となって人間の体の中に入ればどこかに溜まります。「水と一緒にだから出ていく」と言われますが、出ていかない部分もあります。水の成分として細胞の中に取り込まれれば細胞の要素になり、内部被曝の原因になると考えられています。

福島第一原発事故は現在も続いています。溶融核燃料（デブリ）はまだどこにあるかわかりません。具体的な廃炉の方法は見当たらない。「除染した」汚染土は放射性廃棄物ですが、いったいどこに行くのでしょうか。労働者、技術者は不足していて、みんな被曝の危険があります。被曝労働をやっている人たちがたくさんいます。帰還できない避難者がいます。避難者は、加害者によって避難させられたのですから、被害者というべきです。子どもたちの甲状腺がんは増加し続けており、原発事故の被害は続いているのです。

京都大学原子炉実験所（現在の京都大学複合原子力科学研究所）の研究者で亡くなった瀬尾健さんが、『原発事故——その時、あなたは！』（風媒社、1995年）という本の中で、原発を正常に停

めた場合にどのように炉心の温度が下がるかを示しています。すぐには下がりません。制御棒の挿入で原子炉は停止しても崩壊熱は長い間続きます。燃料棒の中にある放射性廃棄物は絶えず崩壊していて、崩壊しながらエネルギーを出すわけです。「半減期」は放射能が半分になる時間を示す概念ですが、たとえばヨウ素 131 の半減期は 8 日間ですがおよそ 80 日間で放射能は 1000 分の 1 になり（放射能が 1000 分の 1 になるまでの期間は簡略的には半減期を 10 倍すればよい）ほとんど消えてしまいます。ヨウ素はガンマ線やベータ線を放出しながら崩壊するのですが、そのエネルギーを細胞が直接浴びれば遺伝子が傷つくわけです。半減期が短くとも強烈な放射線を出すものはいっぱいあります。いま福島で問題になっているセシウム 137 の半減期は 30 年なので放射能が 1000 分の 1 になるにはおよそ 300 年間かかります。いま 62 種類の放射線物質を取り除くという ALPS（多核種除去設備）という装置が稼働していますが、トリチウムは原理的に除去できません。また装置の不具合でストロンチウムなどいくつかの放射性物質も全部とりきれず残存しています。

ところで、原子炉というのはどのくらいの大きさがあるかといいますと、だいたい直径 5m で高さ 20m あります。その中に 4.5～5m の炉心部があり、そこに直径 10～12mm 長さ 4～5m の燃料棒が 2～3mm 間隔でぎっしり詰まっています。その 2～3mm ぐらいのところを冷却水がパッと流れるわけです。小さい原子炉で 4 万本、私の田舎の柏崎刈羽原発になると 6 万本以上入っています。その間に制御棒が入っているわけです。冷却水が途絶えればたちまち溶融することになりますし、その 2～3mm の間隔の燃料棒が振動などでくっついたら、中心部は 2500 度ぐらいありますからたいへんです。電気出力 100 万 kW 級の原子炉は、その 3 倍の 300 万 kW の熱出力があります。停止後も燃料棒中に溜まった放射性物質は崩壊熱を出し続けるため、冷却し続けなければなりません。そういうものが原子炉なのです。

東電福島第一原発事故では原子炉は制御棒を入れて緊急停止した。瀬尾健さんの計算によると 100 万 kW 級の原発は停止後 1 年経ってもまだ 700kW ぐらい熱出力がある。10 年経っても 120kW、20 年後でも 80kW、50 年経っても 30kW の熱出力があるという。だからずっと冷却し続けなければいけないわけです。通常は使用済み燃料はプールに移して冷却します。東日本大震災が起きたとき福島第一原発の 4 号炉は原子炉の中に燃料棒がなかった。取り替えたばかりで全部使用済み核燃料プールに入れてあった。ところが、入れたばかりですからどんどん発熱するわけです。アメリカが一番恐れたのは 4 号炉の使用済み核燃料プールが爆発することでした。もし爆発したら東京圏は人が住めなくなる。原子力委員会が出したデータによると 800 km 圏内ぐらいにわたって人間が住めないような状態になるということだった。幸いなことに 4 号機の使用済み核燃料プールは爆発しませんでした。使用済み核燃料の発熱は止められないのです。



写真 12 浜岡原発 1 号炉の直下。燃料棒は抜いてある（2001 年 11 月 7 日水素爆発、2002 年 10 月 2 日撮影）

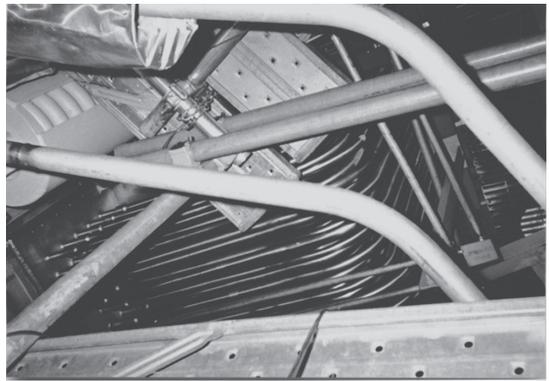
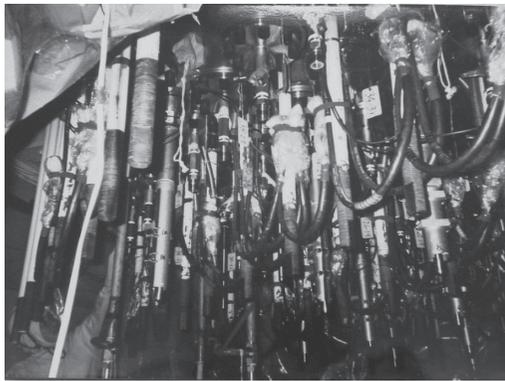


写真 13 浜岡原発 1 号炉。格納容器内は配管でいっぱい

前頁の写真 12 は、私が撮った浜岡原発 1 号炉の写真です。まだ廃炉作業はしていませんが、1 号と 2 号とも廃炉が決定しました。浜岡原発は 2001 年 11 月 7 日に末端の小さな配管で水素爆発を起こしています。それでも鉄の扉が吹っ飛ぶぐらいの爆発力でした。地元の浜岡の原発反対グループが中に入って調査したいと申し出たのですが、中部電力は「原告は入れない」ということで、直接原告になっていない人に入ってもらいたいとの要請があって、私はこの機会を逃してはならないと喜んで応じ、10 人ぐらいの仲間と入りました。

写真 13 は、原子炉の真下の部分を撮った写真です。もちろんここに入れる人は中部電力の作業員で、私たちは入れないので、できるだけ手を伸ばして圧力容器の下のほうを撮ったのです。上手く撮れました。これを見て私は目が回りました。「なんじゃこりゃ、いったい」。パイプだらけではありませんか。私は一応、原子炉の構造は知っていますし、いろいろな写真も見ていますが、こんなのは見たことがない。

このたくさんのハリセンボンのように突き出たパイプは何なのでしょう。制御棒駆動装置や炉内計装管です。沸騰水型原子炉（BWR）というのは、下から制御棒を入れ、水圧で駆動するので。また他にも炉内の状況を知るためのさまざまな測定器を入れる装置がつながるわけです。言ってしまうと原子炉の底は穴だらけなのです。鋼鉄製の圧力容器は「10 cm、15 cmの厚さがありますよ」と言っても何のことはない、みんな貫通していて溶接でつけてあるわけです。こういうパイプがぎっしりです。こういうのを別のところから水圧をかけて上げたり下げたりするわけです。だから私は 3 月 11 日の夕方、「原子炉に水が入らない、1 号炉に水が入らない」とニュースで聞いたとき、「もう溶ける、溶け出す」と思いました。「絶対溶けない」と言っていましたが、これを見ていたら溶けることはよくわかります。

東日本大震災では、地震と津波被害、震災に加えて原発事故が同時に起きた。どうにもなりません。このことを警告していたのが石橋克彦さんで、石橋さんは阪神淡路大震災の前の年の 11 月に『大地動乱の時代——地震学者は警告する』（岩波新書、1994 年）という本を出され、首都の分散を主張しました。私はその本が出たときにすぐに学生に読ませたのですが、その半年も経たない 4 ヵ月後の 1 月 17 日、阪神淡路大震災が発生しました。その後石橋さんは『科学』に掲載した「原

発震災——破滅を避けるために」（1997年10月）という論文や講演で、「原発事故と震災が同時に起こったら救援活動も避難も不可能になる」と説いたのですが、正しく石橋さんの言うとおりになってしまったのが東日本大震災と福島第一原発事故です。東日本大震災による被害は15,893人の死者、6,152人の負傷者、2,500人以上が行方不明、全壊121,747戸、半壊277,679戸、一部損壊725,858戸に上り、震災関連死は3,331人で、原発事故にともなう避難過程で亡くなった人も多い。これは2016年3月末現在の数字です。2020年の3月11日で9年です。いったいどこまで被害が増えるのか。

原発事故の評価がどう変わったかも確認しておきたいと思います。震災が発生した3月11日は「レベル4」の事故とされていました。私は「それはないだろう」と思っていました。翌12日に1号機が爆発。14日に2号機、3号機、4号機が爆発していく。飯館村南部が汚染されたのが15日から16日です。全部爆発し終わったあとの18日、原子力安全・保安院は「レベル5」の事故だと発表しました。「そんなお粗末な評価はないだろう、すでに最高レベルの事故、レベル7のはずだ」と思いましたが、その時点でも政府の評価は「レベル5」だったのです。政府は1カ月後の4月12日になって、ようやく「レベル7」の事故であったと認めました。

これは何を意味するか。いまの新型コロナウイルス感染症もそうですけれども、「なるべく小さく見せる、小さく見せれば対策が小さくて済む」という政府の姿勢を表しています。でもその間、被害者はどんどん増える。たぶん日本政府のやり方だと新型コロナウイルスもどんどん広がっていくでしょう。一番初期の段階で対策を取らない限り、広がるに決まっています。小さく見せるから対策は進まない。避難も遅れる。放射能の被害者が増える。東日本大震災の当時、政府はSPEEDI（緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム）という110億円をかけてつくったコンピューターソフトを持っていて、それを使えば「こちらの方向に風が吹くから放射能がこちらに流れる、だからこのあたりは危ない、こちらのほうに逃げなさい」という指示ができたはずなのに、政府はSPEEDIを使いませんでした。何もしなかったのです。

福島原発事故の避難者は、昨年の段階でまだ42,705人います。「帰還困難地域」「居住制限区域」「避難指示解除準備区域」という避難区域は地域と名前を覚えるのが大変なくらい、どんどん変わっています。避難指示が解除された途端にいろいろな補償が打ち切られます。皆さんご存じのとおり、避難区域外から避難した人に対しては、いろいろな運動の結果ようやく12万円ほどの一時金が支払われましたが、あとはそのままです。避難者の住宅の補助だけはありましたけれども、それも2年前に全部切られました。最近、福島県議会は、住宅補助を打ち切られた人たちが「居座っている」ことを問題にしました。「居座っている」という言い方は変ですよ。そこにいるしかない。もう自分の家には帰れないのですから。故郷は汚染されているか、汚染されていなくても家が壊れているから、帰れなくなっているわけです。だから避難先の住宅にいますが、その人たちに対して福島県議会は「居座っている」とみなして決議を上げて「帰れ」「追い出せ」と言っている。福島県は、県民を守らなければいけないのに、県外に避難した県民に対してひどい扱いをしています。

2016年に行われた住民意向調査をみると「戻りたい」という人は少ないですね。町によって違いますが10%からせいぜい20%いくかいかないかです。双葉町・浪江町の住民にも2017年に住民

意向調査が行われていますが、「戻りたい」というのは1割ちょっとで、「戻らない」「帰還しない」という意向が半数を占めています。

もっとも大事なことは避難者に「選択の自由」を認めることです。しかし政府は、被害者、避難者に寄り添う対策を取ると言いつつ、人々の自由な選択を認めない。避難者がもう帰りたくないから、こちらのほうで暮らしたいと言っても、自由を認めない。形の上では認めています、お金は出さない。沖縄の辺野古基地の問題も同じで、沖縄の人たちに寄り添った対策をやりますと口だけは言いますが、寄り添っていません。沖縄県議会が条例を制定して行った県民投票で県民が辺野古新基地建設に反対の結果を出しているのに政府は住民に寄り添っていないのです。

加害者が罰せられず、なぜ、被害者だけが負担を強いられるのか。この間（2019年9月19日）、東京電力の経営幹部に対する刑事裁判の判決がありましたが、加害者は無罪で罰せられませんでした。被害者だけが負担を強いられる。この構造がまさに鉱毒被害、日本の公害の実態なのです。加害者は罰せられましたか？ 古河市兵衛は罰せられましたか？ 市兵衛の三男の古河虎之助は男爵の地位まで与えられています。

甲状腺がんの増加について、皆さんも新聞やテレビで見ているんじゃないかと思いますが、子どもの甲状腺がんが増えています。2016年3月末の段階で172人、2018年6月段階で198人です。2019年10月7日に開催された県民健康調査検討委員会の資料によりますと230人になっています。統計の取り方の問題からこの統計に載らない人も10人以上いるはずですが。このように甲状腺がんが増えている、それは「原発事故の影響ではない」と言っている。この調査は原発事故当時0～18歳の約37万人のうちおよそ30万人を検査するもので、2011年から開始して2018年度から4巡目でした。しかし5巡目から検査の規模を縮小することが検討されています。もう学校で集団検査をするのはやめようというのです。でも年齢が若い者ほどがんが増えます。だいたい子どもは大人の10～30倍ぐらいの影響があります。私のように70歳を過ぎてしまうと影響はほとんどありませんが、子どもは細胞分裂が激しいので、被曝時の年齢が若いほど放射線被曝によるがん死が増えるのです。それを調べないで、放射線医学の専門家は原発は安全だと言いつけています。

最後に、除染について考えたいと思います。除染はかえって自然破壊、環境破壊につながる恐れ



写真 14 （左）飯館村の仮置き場（2016年3月27日撮影）、（右）飯館村蕨平の中間処理場（2016年3月27日撮影）

があります。なぜなら、除染は“移染”にすぎないからです。肥沃な表土をはぎ取ることは、農地土壌の破壊です。山肌を削ることは、植生を破壊することになりますし、土砂災害の原因になります。汚染土壌の置き場になると、農地が破壊され、農業が破壊されます。汚染土壌はどこへ行くのでしょうか？「仮仮仮」置き場から、「仮仮」置き場へ、そして「仮」置き場へ、それからさらに大熊町や双葉町の「中間貯蔵施設」に搬入するとされていますが、30年後には中間貯蔵施設の期限が切れるとどこへ行くのでしょうか？これがいま問題になっています。

写真14の左側は、飯館村の汚染土壌の「仮仮」置き場です。元はグラウンドだったり、肥沃な田んぼだったところが、このような置き場になっています。同村蔵平には自然を破壊してたいへん「立派」な仮設焼却施設がつくられています。いま1人の作業員が被曝労働で訴えています。立ち入り禁止の区域なのですが、この中に部落のお墓があり、お墓参りということで撮影した写真が右側です。

みなさん「規制の虜 Regulatory Capture」という言葉をご存じでしょうか。国会事故調（東京電力福島原子力発電所事故調査委員会）が事故の2年後に報告書を発表したのですが、委員長の黒川清さんは非常に立派なことを言いました。

「想定外」「確認していない」などというばかりで危機管理能力を問われ、日本のみならず、世界に大きな影響を与えるような被害の拡大を招いた。この事故が「人災」であることは明らかで、歴代及び当時の政府、規制当局、そして事業者である東京電力による、人々の命と社会を守るという責任感の欠如があった。

（『東京電力福島原子力発電所事故調査委員会 調査報告書【本編】』2012年6月28日）

これは事故調の前書きの6ページ目に書いてあります。「想定外」の事故といいますが、4つの主なプレートが日本に押し寄せており、日本は地震多発地帯なのです。世界の大地震の2割ぐらいは日本周辺で発生している。日本の原発の現状として現在は38基（3804万kW）ですが、事故前の2010年3月には54基（4885万kW）ありました。アメリカの西海岸も太平洋の地震帯が通っていますけれども原発は3基のみです。カリフォルニアの原発も2025年には全部廃止が予定されており、アメリカの原発は中部と東側だけになります。それに対して日本は全国至る所に原発があります。100万kWの原発は1年間で広島原爆の1000発分の放射能をつくり出します。大変な量です。わが故郷の柏崎刈羽原発は821万kWですから、1年間に広島型原爆の8000発分の放射能をつくるのです。

原発の利用は「ファウスト的取引 The Faustian Bargain」です。アメリカの数理経済学者が書いた論文ですが、都留重人さんに訳してみるように言われて訳した論文のタイトルです。要するに、原発の利用は処理できない大量の放射能を必然的に後世に残すもので、それは、現在の快樂を得るためにメフィストフェレスに死後の自分の魂を売ってしまうファウスト的取引（契約）と同じという意味です。この論文を読んで「私も君と同じ考えになった」と都留さんがおっしゃったのが1972年頃です。都留さんは経済学者の中で先見の明がありました。そのあと彼は『公害研究』の中でも原発批判を繰り返しています。

ドイツの「“安全なエネルギー供給”倫理委員会」には、法学者やエネルギー学者でない人たちがたくさんいて、倫理学者や哲学者や宗教学者などが入っています。日本のエネルギーを取り扱う委員会にはそういう人たちがまったく入っていません。全部自分たちの身内、原子力に関わっている人間、工学部でエネルギー問題をやっている人間だけで集まっていますので、「原子力をやめよう」という議論は絶対出てこない。外の人間は1～2人、入っても消費者団体の人が入る程度です。このような委員会の構成が問題なのです。

放射能汚染公害は、将来、必ず、水俣病と同じように「認定問題」が起こってくるでしょう。東電福島原発事故による長期にわたる放射線の影響については、因果関係の立証が困難です。健康被害があっても損害賠償の足切りと値切りが行われることになります。水俣病とまったく同じ構造で、症状、被曝期間、居住区域、補償基準等々に関して、認定の線引き問題が起こってくると思います。

## 7 足尾銅山鉛毒事件から福島原発事故を照射する

足尾銅山鉛毒事件から福島原発事故について何が照射できるか、まとめたいと思います。

第一に、生産・効率第一主義です。その中で、安全性や人権が無視、軽視されている。利益優先経営からの脱却が必要です。第二に、政治・行政の不作為と無責任です。田中正造が最後まで追及したのは、行政の責任です。だから政府に向かう。普通の人は、行政の責任を最後まで追及しきれないところがあります。田中正造はそれでもやったから、最後は孤立するところがありました。官と公の任務と役割をしっかりと見据えていく必要があります。

福島県いわき市の出身で原発避難者の支援運動を行っている講談師の神田香織さんは「あきれても諦めない」をモットーにしています。素晴らしい言葉だと思います。みんな、もうあきれてしまった、あきれてしまうことばかりですが、「あきれても諦めない」、徹底的に戦い続ける。これは田中正造の精神にもつながるものです。

公害・環境汚染の大事なキーは「廃棄物」です。経済活動の生産—流通—消費の全側面から生ずる廃棄物を完全処理ができないのであれば、そういう産業は止めるべきである。作るべきではないというのが、日本の公害の歴史と東日本大震災・福島原発事故から得られる教訓だろうと思います。自然環境を破壊し最終的に環境に投棄され、自然循環過程では浄化できない毒物や放射性廃棄物は絶対に禁止することが重要だと考えます。もう地球環境もわれわれの生活環境も限界にきているのだと再認識しなければならぬところに来ていると思います。

いま東電福島原発事故で除染した汚染土について、それを公共事業に「再生利用」して全国にばらまこうとする計画が進行しています。これは公害問題の原則である「汚染者負担原則」の放棄です。東電も政府も事故の責任を取らず、放射能が漏出して責任は取らない、汚染のばらまきも法律さえ作れば合法的だとしています。そこにはまったく政治や行政を担う者としての倫理も哲学もありません。

田中正造は、病に倒れる9日前、鈴木桂次郎という非常に親しい自分の支持者に手紙を送っています。その中の文章に出てきますが、その中の「公益と人権」に関わってたいへん印象的な一節が

あります。そこには現代にも通ずる彼の信念が込められています。

「公益々々と呼ぶも、人権を去って他に公益の湧き出るよしも無之と存じ候」

1913年7月24日付 鈴木桂次郎宛書簡

（田中正造全集編纂会編『田中正造全集』第19巻，岩波書店，1980年，271頁）

「公益だ，国益だ，公共の利益だ」と言って，人々を押しつぶしてきた。日本の近代史はそういった歴史でもありました。戦後も，高度成長期には「公共の利益，公共の福祉」のために我慢しろと言われてきました。そうではない。一人ひとりの人権を守ること，一人ひとりの人権を大事にするという中で，本当の公益が実現するのだということを田中正造は言っているわけです。私もそれに倣っていきたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

（すがい・ますろう 國學院大學名誉教授）